

# 上伊那における製糸工場特別教育について

On the School Attendance of Silk Manufactory Girls

in  
Kami-Ina District

はつめい

長野県における製糸工場特別教育については、これまで諏訪郡と小泉郡丸子町を事例としていくつかの論文にまとめてきた<sup>(1)</sup>。それらのなかで開陳してきた特別教育の国民教育論上の意味、義務教育上の位置、児童労働と教育との結合をめぐる問題など、研究方法・分析視点などについては、ここでは再論しない。諸稿を参照していただきたい。本稿はただに、対象を上伊那郡の南箕輪村に移して、かの地の長田製糸場に雇傭された製糸工女たちの就学に関する史実を時の経過にそって、通覽的に整理することとする。

上伊那郡は、質・量ともに有力な製糸工場郡が集積したところではない。その点ではこれまでの諏訪郡・小泉郡丸子町とは異なるとしても、製糸工場地帯としては無視できない位置を占めている。そのなかで、当面本稿では上伊那のなかでも、南箕輪村にある中規模工場としての長田製糸場一個のかかわりで、特別教育について思考を巡らすことになろう。とはいえ新しい論点を何も提出しないのかといえは、一九一四(大

正三)年の製糸工場特別教授の開始時期に関して、県内訓とそれが郡で具体化される時間的ズレについて、少しく検討されることになる。ならびに、同じ町村内に他に工場のないわずか一カ所の中・小工場の特別教育に対する対応の事情——やや熱意に欠ける事例とその労苦を考察することになろう。

本論に入る前に長田製糸について説明しておこう。長田製糸は一九〇三(明治三十六)年長田国吉によって南箕輪村北殿に開かれ、一九一八(大正八)年には国吉のあとを、息子である、頼利・憲雄兄弟が継いだ。釜数及び工女数は、一九一六年六月段階で三三七—三三三、一九一八年六月段階で三五六一四二五、一九一六年六月段階で三五六一四五九である<sup>(2)</sup>。一九一六年の時点では共同結社天佑社に加入して共同揚返をしていたが(長田を含め四製糸場)、一八年の段階ではすでに天佑社は解体している。そして一九二五年には株式会社組織変えし、憲雄が社長に就任した。

なお特別教授という用語が一九一四年の県内訓に基づく形態をさし、特別教育というのが、一九一六年の工場法成立以後の形態をさすとも

花井 信  
Makoto Hanai  
(昭和六十三年十月十一日受理)

に、すべてを総括的に表示する用語であることについては、これまでの論稿と同様である。

## 註

- (1) これまでに発表したものは、①「工場法成立期における製糸工女の就学状態」『歴史評論』No.三二一、②「上諏訪地方製糸工女の就学に関する一考察」『静岡大学教育学部研究報告(人文・社会科学篇)』No.二七、③「製糸女工と学校教育」『日本史研究』No.一九一、④「年少労働と教育」『講座日本教育史』第三卷・第一法規・一九八四年、⑤「信州丸子における製糸女工特別教育の史的構造と位置」『日本教育史研究』No.四。
- (2) 長野県製糸同業組合連合会『製糸工場調』各年版による。

## 一. 前史

南箕輪村の長田製糸で特別教授が実施されるのは一九一六年の九月からであるが、その前史段階で最初の動きとして注目されるのは、一九〇八(明治四十一年)年十二月の、上伊那郡役所から郡下の各町村長・小学校長へ示された通牒である。そこでは、「不就学児童中ノ大部分ハ製糸工女トシテ他ニ雇ハレ」ている「実況ニ有之」という認識から、一九〇一(明治二十四)年の長野県令二十五号に基づく特別学級、ないしその他適當の方法を講じたらどうかとの指示がなされていた。不就学の大半は製糸工場に働いているという事実認識に基づいて、そこに対策の焦点をあてようというのである。

そのための具体的な方法が論じられていくのは翌年七月の郡校長会に

おいてであった。「子守児童ノ為メ特別学級ヲ設ケハ通年出席シ能ハザル者ニ特別教授ヲナス」という指示がそれである。南箕輪村では一九一〇(明治四十三年)年の十二月から実施に移された。七日付で南箕輪村長・赤羽猪兵から長野県知事・大山綱昌へ出された「特別学級設置認可申請」は、

本村尋常高等小学校学齡児童中家庭貧困ニシテ、従来成規ノ課程ヲ履ムコト能ハズ、為メ二年齡ノ長シタルニモ拘ラス学年ハ進級セズ、從テ出席ノ状況モ直シカラザルモノ多数有之、教授上及就学督励上甚タ差支居リ候ニ付、此等児童ヲシテ一学級ヲ編成シ、十二月十五日ヨリ特別之教育ヲ施シ度候ニ付、特別学級設置御認可相成度、別紙請議書及ヒ予算書相添へ此段申請候也、

と願ひ出た。この学級に収容予定の児童数は三十三名であった。

しかしながら、この措置は半年足らずで、翌年三月三十一日限りで終了となった。「特別学級廃止認可稟請」によれば、「是等児童ハ全部其課程ヲ終了シタ」からだという。あまりにも一時的な開設にとどまったといわざるを得ない。なぜならば、不就学の事態とその事由はかわりなく継続的に認められ、かつそう当局自身によっても認識されていたからである。それかあらん、郡からは「特別学級ヲ廃止セズシテ、単二本年度ハ特別学級ニ編入スベキ児童ナキニヨリ特別学級ヲ編制セザル義ナラバ、県知事ニ廃止稟請ヲナスヘキモノニ無之」として返送されてしまった。そのため、あらためて「四十三年度ニ限り三月三十一日限り廃止」と届け出た。

事態が依然として変わらないとすれば、郡校長会は再び、今度は製糸工場に焦点を当てて解決の方策を講じなければならない。一九一一(明治四十四)年十月の校長会は「工場被雇児童ノ処置」について、協議するとともに郡を通じて、「雇傭者ヲ保護会會員其他ノ篤志者ニ需メ就学

ノ便ヲ与フルモノ」と町村長会に指示された。<sup>(8)</sup>しかし具体的な方途が定まらない中、郡は翌二二年二月六日に、

欠席児童出校方ニ関シテハ、常ニ督励セラレ居リ候義ト存ゼラレ候  
処、製糸工場ニ雇傭セラレ欠席シタル者ノ如キハ、目下自宅ニアル  
ヲ好期トシ十分督励ヲ加ヘ、尚ホ引続キ春換開始ノ際ニ於テ嚴重ナ  
ル督促ヲナサバ、必ず好結果ヲ得ラレ候事ト存ゼラレ候條、此際十  
分督励ノ上全欠席児童ノ跡ヲ絶チ候様御取計相成度、

と製糸工場が休業している時期を好機として、就学督促を強化するよう各町村長に指示した。それを承けて三月の校長会も、「就学普及ニ関スル件」として「特別教育」に関する指示を受けた。<sup>(9)</sup>しかし、さほどの前進も見られないままに推移したようである。

実際、どのくらいそうした児童があったのか。一九二一年(明治四十四)年五月十八日上伊那郡役所から、「製糸工場二雇ハレ就学セザルモノ」に関する調査の照会が各町村長に対してなされたが、それに対する南箕輪小学校からの村への報告には二十名の名前があがっていた。また一三年五月三十一日、上伊那郡役所から各町村長に対しなされた、「部内学齡児童中尋常小学校教科ヲ終ヘサル女兒ニシテ、製糸工場ニ従業シ相当ノ手続ヲセズ引キ続キ欠席ノモノ調査」との照会に対しては、南箕輪村は十九名と回答した。<sup>(10)</sup>基本的に状況は変わっていない。なお一一年のなかで名前が載っていた四年生の二人は、一三年の時点でも引き続き欠席であった。その二人以外重なる児童はいない。

また郡は一四(大正三)年二月二十三日、春換開始前の製糸工場が休業となつてゐる機会に、

就学督励ニ関シテハ多大ノ御尽力ニヨリ、近来甚敷好成績ヲ来シタルハ寔ニ喜フベキ現象ニ有之候処、例年ニ徴スルニ、春季ニ於ケル製糸場始業ノ際ニ児童ヲ雇傭セラレ、是レガ為メ落第生ヲ生シ欠席

児童ノ数ヲ増スハ、就学督励上最モ障害ヲ与フルモノニ有之候、今ヤ恰モ其時期ニ際シ候ニ付テハ、此際協力シテ以テ予防ノ策ヲ講シ、コレガ成績ヲ失墮セシメサルト共ニ、将来ノ煩ヲ未だニ防クベキ様御配意相成度、

この就学督励の通牒を、各町村長・各小学校長へ出した。

おそらくはその意を承けて、南箕輪村役場から長田製糸場に対し三月九日、「貴工場内雇入中学齡児童就学ノ件ニ付御協議度致候條、明三月十日午前八時当役場へ御出頭相成度」という招請がなされた。というのも、長田製糸はこれまでに、「工場内学齡児童の就学について消極的な対応をとったことがあるからである。前年の一三年十月にも、「貴工場雇入工女中左記ノ者ハ(伊賀フジ・恩田ヨト)、未ダ学齡中ニ依リ本村小学校へ出校致ス様再三照会ニ及ビ候処更ニ出校無之候條、就学上ノ件ニ付色々打合事項有之候ニ付来ル十月十六日午後一時ヲ期シ本村役場へ御出頭相成度」との連絡が村役場からなされた例がみられる。実はこの二人のうち一人については、すでに一三年三月に「右ハ貴工場ニ於テ雇傭致シ候條、小学校令第三十五条ニ依リ雇傭者ニ於テ就学セシムル義務有之……本村小学校へ就学致サス可ク」との通達を長田製糸場はもらつていたのである。

#### 註

- (1) 南箕輪小学校蔵「明治四十一年 学事ニ関スル件」。以下特に断わらない限り、本稿で用いる史料は同小学校に保存されている史料である。
- (2) 「明治四十二年(大正九年) 校長会記録」。
- (3) 「明治四十一年 学事ニ関スル件」。
- (4) 「明治四十四年至大正三年 学事ニ関スル件」。

- (5) 「明治四十二年〜大正九年 校長会記録」。
- (6) 「明治四十五・大正元年 学事二関スル件」。
- (7) 「明治四十二年〜大正九年 校長会記録」。
- (8) 「自明治四十四年至大正三年 学事二関スル件」ただしどういうわけか、南箕輪村から郡への報告になるとそれは六名となっていた。その事情を推測するに、郡からの回答期限は五月二十五日となっていて、小学校の村への回答は二十四日付でなされているにもかかわらず、郡からは村に対し、六月六日付および六月十五日付で、「至今御回報無之」と村に対し催促しており、事実村からの回答は六月二十日付でなされたことから、この約一ヶ月の間に製糸工場に働いているがゆえの欠席を、出席にもっていく折衝・努力がなされた結果であろうか。
- (9) 「大正二年 学事二関スル綴」。
- (10) 「大正三年 学事二関スル綴」。
- (11) 同前。
- (12) 「大正二年 学事二関スル綴」。
- (13) 同前。

## 二. 製糸工場特別教授に向けて

一九一四(大正三)年三月十二日に開かれた校長会の席上、「製糸工場特別教授実施要項」が開示された。そこに記された出席者(校長か)の鉛筆書きのメモには「学校ニテ工場ニツキ協議シ四月末日報告ノコト」とある。それを承けて、五月六日から各町村の「学務主任書記」を召集した会議が上伊那郡役所で開かれた。かくして、特別教授の実施が

県の指示のもと進められていく段階となった。この点 抽稿①・②において、七月の県内訓の前に県から郡・市へ内訓の案ともいうべきものが示されたと指摘したが(諏訪郡では三月に郡視学会に)、事情は上伊那郡においても同様であったといえる。

ただ五月という時期は、ちょうど春挽の終了時、夏挽の前にあたっていたためか、むしろ上伊那郡の方針としては特別教授の実施よりも、学齢児童をば製糸工場へ行かせないということに力点がおかれた。五月二十九日に上伊那郡役所は、

就学督励二関シテハ夫々御督励中トハ被存候得共、目下製糸工場閉鎖ニ伴ヒ不就学児童ノ製糸工女タルモノ帰省中ニシテ、督励之最モ好時様ナルト、当夏期ノ開場之接近ニ付、此際学校長ト協議シ該児童保護者ニ対シ、嚴重ナル督励ヲ加ヘ再ヒ工場ニ行カシメザル様、御取計相成度及通牒候也、

追テ督励ノ結果向就学セシメザルモノ、左ノ様式ニヨリ六月末日迄テ二御回報相成度、申添候、

と通牒した。従来の路線の踏襲である。しかし六月にはいっても、相変わらず事情は好転したとはいえないようであった。南箕輪村では学務委員を通じて、製糸工場に「出稼」ゆえに欠席している児童五名に対する督促もみられた。

とはいえ、特別教授に対する村当局ならびに学校、製糸場の対応はさほど熱意のある様子とはいえないものであった。七月二十八日、上伊那郡役所は、

工場内ニ雇傭セラルル就学義務未了者ニ対シテハ、特別教授ノ取扱ヲナスコトト相成候ニ付、別紙之調査必要ノ趣ヲ以テ其筋ヨリ照会有一之候条、学校職員ト協力之上確實ニ調査シ、来ル八月十日迄ニ当庁着)期日相違ナク御報告相成度、

と調査を要請し、八月十日に追加の照会をなしたものの、「本村ハ八月一日ヨリ同二十一日迄暑中休暇」との理由で、回答は遅れた。

こうして、三月の校長会の席上「実施要項」が開示されてから、特別教授の実施に向けて郡段階ではその準備が各町村に向けて要請されたにもかかわらず、南箕輪村における具体的な手立ては、はっきりと擱めな

## 2

さて上伊那郡において特別教授がいつから実施されたのかについて、特に考慮しなければならない点がある。というのは、長野県から内訓が出されたのは七月十日付であることは明瞭であるとしても、上伊那郡の措置としてはそれがいつ、行政的な指示となされたのかについて、かつて林三平氏が十月二十一日郡長内訓第一号としたからである。

林氏が県内訓に言及されなかったのは史料上の制約であって、補う形で神津善三郎氏が県内訓を発掘されたことは、研究の飛躍的前進をもたらしたといえる。その後、筆者はつけ加えて、県の三月内訓案を提示することで、特別教授制定過程の史的豊富化に参加した。これらの経緯をめぐるなかで、整理しなければならない課題は、県内訓が郡・市町村に実態化していく過程である。すくなくとも現段階で、特別教授が郡レベルで実施に移されていく過程に、郡長内訓が介在していることを推測させる史料は、この上伊那郡を除いてはない。確かに十月二十一日付で上伊那郡は、

製糸工場二雇傭セラルル学齡児童ノ特別教授ニ就キテハ、曩キ二町  
村長会ニ於テ特ニ指示相成、更ニ今回内訓第一号ヲ以テ之レカ施設  
ニ関スル要項発布相成候ニ付テハ、別紙工場内不就学児童調査小票  
及御送付候条、調査ノ上、此際工場主ニ対シ右趣旨ヲ明示シ、コレ  
カ徹底ニ御尽力相成度、尚左記ノ事項本月初日迄ニ御取調御回報相

成度此段及照会候也。

と南箕輪村に通達している。そしてこの「内訓第一号」というのは、同じ内訓第一号といっても、県内訓ではない。ここにいう「内訓第一号」が郡から出されたことを、筆者自身の手では遺憾ながら史料的に見つけ出せないのであるが、林氏から提供を受けた史料によれば、その点は確認できるのである。それは、「内訓第一号」と表示された、

学齡児童就学ニ関シテハ就学奨励会ノ設置ヲ促シ、県郡ニ於テモ補  
助ノ方法ニ依リ貧困児童救済ノ道ヲ講シ、学資ノ補給、被服食費  
与等ヲ為サシメ、法規ノ勵行ト相俟ツテ就学ノ普及ニ努メタル結果  
其ノ進歩ノ実績見ルベキモノナキニ非ズト雖トモ、本県ノ就学歩  
ハ当全国ノ中位以下ニシテ本郡亦県下ノ中位タリ、而シテ其ノ多ク  
ハ製糸工場二雇傭セラルル女子ニシテ其數約三百ヲ下ラズ、若シ夫  
レ今ニシテ之レニ対スル適當ノ道ヲ講スルニ非ザレバ、經濟的變遷  
ト情性的傾向トハ近隣相携ヘテ之ニ走り遂ニ停止スル所ヲ知ラズ、  
所謂義務教育ノ遂行就学ノ普及得テ望ムベカラザルナリ、依テ製  
糸工場ニ於ケル不就学児童ノ処置法ヲ講スルハ、本県トノ現況ニ徴シ  
焦眉ノ急タルヲ以テ、応急ノ方法トシテ左記ノ要項ニヨリ各工場内  
ニ特別教授ヲ開始シ、以テ就学ノ普及徹底ニ努力セラルベシ、  
右内訓ス。

という上伊那郡長・長井喜太夫名による十月二十一日付の内訓である。内容は、上伊那郡に関する就学数値を除けば、ほとんど県内訓と同文である。

しかし問題はいぜんとして残り、すっきりとはしない。というのも、翌一九二五年五月の上伊那郡役所からの通牒には、「客年十月十日内訓第二号ヲ以テ、就学普及ニ関シ製糸工場特別教授実施要項ニヨリ之レガ徹底普及ヲ計ルベキ旨訓令相成候」との文言があるからである。そこに

ある十日という日付ならびに内訓第二号という文書名のいずれも、郡長名の内訓と一致しない。しかも厄介なことにその文書だけではなく、他にも同様な文言を明記した文書があるのである。同年六月二十一日付の郡役所文書は、「製糸工場特別教授二関シテハ既ニ農事休業ヲ終ヘテ授業開始ノ時期ニモ相成候、各製糸場ニ於テモ夏挽開始候ニ付テハ、此際客年十月内訓第一号製糸工場特別教授実施要項、及同取扱細則ニ基キ、至急手續ヲ了シ」としているのである。この混乱をどう整理したらよいか。後者にみられる「取扱細則」は一五年の四月に県の学務主任書記会議において制定されたものであるから、それはそれとしても。

註

- (1) 「明治四十二年〜大正九年 校長会記録」。
- (2) 「大正三年 学事二関スル綴」。
- (3) 同前。
- (4) 同前。
- (5) 同前。
- (6) 林三平「日本における義務教育制度の歴史的考察(2)」『青山学院女子短期大学紀要』十四輯。
- (7) 「大正三年 学事二関スル綴」。
- (8) この史料は林氏が高遠町役場から見出したものであり、氏からコピーの提供をうけた。今になってしか、氏の「好意を活かすことのできなかつた筆者の怠慢を、恥じるものである。時今や遅しといえども、氏の「厚情に謝意を表するものである。
- (9) 「自明治四十三年 成例綴」。
- (10) 「大正四年 学事二関スル綴」。
- (11) 『信濃毎日新聞』一九二五年五月一日。この点詳しくは拙稿①と②

を参照されたい。なお同年五月に開かれた上伊那郡校長会の記録にも「工女特別教育二関スル件」として、「今般本県工女特別教授取扱細則ヲ規定セラレタルニツキ、右細則ニヨリ其実行ヲ期セラレタシ」とある（「明治四十二年〜大正九年 校長会記録」）。

### 三、おくれる特別教授の開設

一九一四（大正三）年十月の郡内訓を受ける形で村役場は、二十六日長田製糸場と特別教授に関する協議を行なった。<sup>(1)</sup>そして郡へは特別教授を翌一九一五年三月から行なうと回答した。その時点において、長田製糸場には学齡児童が二十名おり、県内出身者が十七他県出身者が三名であった。その特別教授の開始予定の三月に開かれた郡の校長会において「就学督励二関スル件」が指示され、

就学督励ハ会同ノ都度指示及注意スル所ニシテ専ラ町村長事務ニ属スルモノナリト雖トモ、学校ニ於テモ亦之レガ事務ヲ整理シ先ンシテ勸誘ニ努ムルト共ニ、当局者ニ応援シ力ヲ併セテ励行ヲ計ルニアラスンバ其ノ成績ヲ揚グルコト能ハズ、目下学年度末ニシテ就学事務ノ整理ニ最モ緊要ナル時機ナレバ、此際町村長ト共ニ極力法ノ励行ト製糸工場特別教授取扱細則ニヨリ、遺漏ナク整理ヲ了セラレンコトヲ望ム、

と、行政当局と学校との協力が期待された。

ところが事態は遅々として進まない。予定の期限になっても特別教授が始まらないのである。そこで役場は六月二日、開始時期を報告するよう求めた。<sup>(2)</sup>それでも長田製糸から回答がないため、再度七日に「其筋ヨ

リノ督促モ有之候条来ル九日迄ニ右御回報可有之」と照会した。しかしこれまた回答はなく、事実上長田製糸場から無視されたようだ。そして六月二十四日には特別学級不設置と処理する旨長田製糸場に通知したが、その際、「本書受領ノ証トシテ封筒へ捺印返戻ス可シ」と追い書きしたのは、返事を一向によくない対応ゆえの、役場の不満やるかたない心情を表現してしようか。その結果村から郡へは二十五日に、「相当奨励致シ候へ共到底設置ノ運ニ不至」との報告がなされたのである。

その報告を受けた郡は、今度は直接長田製糸場へ出向き、特別教育の実施方を問い質した。ところがそれにすら、長田製糸は誠意をしめさなかつた。そのため村当局は六月三十日に、「去ル本月二十七日貴工場へ郡吏態態出張ナシ、特別学級設置ノ有無今三十日迄ニ当役場へ報告スル様指示致シ置キ候処、今ニ報告無之候へ共如何ナル次第第二候哉、即刻折返設置ノ有無御回報相成度、此段重テ及照会候也」と、不機嫌さをあらわにした督促文書を送り届けた。さすがにそれをば無視することはできず、長田製糸は、「六月三十日……御照会相成候特別学級設置之件、本年度ハ設置不致候間右及御届候也」追而学齡児童ハ全部退場致サセ可候」と、七月一日に返答した。それを承け、翌一日村は郡に対して「客年十月本県内訓第二号ニ依ル学齡児童特別学級設置方ニ関シテハ、再三御奨励ニ預リ候処、本村長田製糸場ニ於テハ本年度ハ特別学級設置致サズ候趣別紙写ノ通りニ候条、此段及報告候也」と最終的な報告をなすに至つた。

同じ月の七日、村の学務委員会は、

今回義務教育中ノ児童ヲシテ乳児ヲ負イ出校セシムルハ諸種ノ弊害ヲ認め、且ツ自己ノ利害ノ為メ就学ヲ妨害スルハ義務教育ノ精神ニ悖リ候ニ付、赤貧ニシテ自家ノ子守ヲナス為メ特ニ許可シタル場合ヲ除ク外、断然厳禁スル事ニ致シ候、

と決定し、学齡児童雇傭主に通知した。その決定を小学校に伝えるとともに、「他家ノ子弟ヲ負イテ出校シタル児童有之候節ハ、直ニ帰校セシメ子弟ヲ置キテ出校致サス」よう指示した。

同月村長から郡長にあてて提出された欠席児童の報告によれば、十二名のうち製糸工場への雇傭が三名、子守が九名であった。しかもそのうち三名は教師が子守の雇傭主であり、報告書も「誠ニ不都合ノ処置ナリ」と感慨をたたためざるをえなかつた。それもあつてか、報告書は「御庁へ保護者ヲ召換ノ上相当御説諭相成度」と願ひ出たのであつた。

この学務委員会の決定は、もちろん子守児童が多かつたことに対応する措置であるとしても、「学齡児童ヲ雇傭シ、自己ノ子弟ノ子守ヲナサセ、連続欠席致シ居ル雇傭主ニ対シ注意ヲ促シ候」との意図が込められていた。長田製糸場内の不就学児童に対しても波及効果を託したのであるうし、不就学に対する積極的な村当局の姿勢を繰り返し明らかにしたという意味もあるであらう。

## 2

地方同じ上伊那郡にあつて、伊那富村の武井製糸の場合はどうであつたか。郡から長田製糸場に直に出向いたと同じころ、武井製糸から南箕輪村へ保護者による認可申請書とともに、次のような通知が六月三十日付で届いた。「左記ノ者(山崎アイ)当工場ニ従事罷在候ニ付イテハ、七月五日ヨリ特別教授実施ノ考ニ御座候間、貴役場ヨリ当村役場ニ対シ手続履行相成度、此段及照会候也」。当然ながら南箕輪村は「左記学齡児童本村学務委員会ニ於テ、特別教授ニ依ルベキモノト決定致シ候間、此段及報告候也」との回答を、七月十九日郡へ行ない、同時に「左記学齡児童本村学務委員会ニ於テ、特別教授ニ付シ義務教育ヲ完了致ス様決定致シ候間、此段及通報候也」と伊那富村へ送付した。以上の回答を得て、伊那富村は逆に南箕輪村へ、山崎アイの「特別教授実施児童通知書」

を七月二十五日付で送付した。以上の経緯を経て年末の十二月二十九日には伊那富村から、「右ハ(山崎アイ) 武井寛太郎氏工場ニ於テ、特別教授ノ課程ヲ履修セシコトヲ証明ス」との修学証明書がといた。

年を越すと、他地域からのこうした特別教授許可依頼ないし特別教授通知書が、多くなる。五月に諏訪郡の川岸村と平野村関係の三名について、特別教授実施認可が学校から村、村から郡、村から川岸・平野両村にそれぞれなされ、逆にそのうち二名についての実施通知が、当該製糸場・村から南箕輪村へなされた。そして、二名の学籍簿を学校から削除するよう、村から学校に対して指示がされた。こうした状況に比すと、長田製糸場は十分な体制をとっているとはいいがたい。同じ五月、上水内郡から二人の児童が長田製糸場に雇傭されているかどうかの問い合わせがきたのに対して、長田製糸場は村に対して、「照会之児童(田中ユウ・酒井キクセ)ハ目下就業有之……兩名ニ就テハ年齢中ニ有之候間ニ付キ、寄留之手続キ致スカ若シクハ之方不可ナレバ帰宅致サシム可候間、何レカ御指示相成度候」と答えた。特別教授を行なう方向ではなかった。対応の格差が歴然とした状況といえる。

そのためであろう、七月に上伊那郡は南箕輪村に対して特別教授実施の現況報告を求めた。村は不実施の報告をせざるをえなかった。その回答を予期してか郡は同時に、「未開始工場ニ関シテハ其督励経過併せて御報告相成度」と求めていた。しかし問題は郡内のやりとりで終わったわけではない。再び上水内郡から村に対し七月二十二日付で、「左記ノ者(田中・酒井の二名 貴管内頭書ノ場所へ転住致候ニ付、曩ニ学齡簿簿本送付致置候モ、其后未タ寄留届御送付無之、整理上差支居リ候条至急寄留届ヲ徴シ御送付相成度」との照会が届いた。そして村は再度、八月七日付で、「左記ノ児童貴工場ニ現住致シ居ル旨、水内村長ヨリ通知有之候へ共、右ハ本村小学校へハ就学致サズ、從ッテ寄留届モ無之候ニ付、

今後貴工場ニ於テ雇傭致シ置ク時ハ貴工場ニ於テ就学ノ義務有之候間、来ル本月二十二日ヨリ本村小学校へ就学致サス可、此段及ビ通知候也」と長田製糸場に対して決断を迫った。<sup>(19)</sup>  
 事ここに至って、長田製糸場は特別教授開設を決断させるをえなくなった。

註

- (1) 「大正三年 学事ニ関スル綴」。
- (2) 同前。
- (3) 「明治四十二年〜大正九年 校長会記録」。
- (4) 「大正四年 学事ニ関スル綴」。
- (5) 同前。
- (6) 同前。
- (7) 同前。
- (8) 同前。
- (9) 同前。
- (10) 同前。
- (11) 「大正二年度 文書控簿」。
- (12) 「大正四年 学事ニ関スル綴」。
- (13) 同前。
- (14) 同前。
- (15) 同前。
- (16) 「大正五年 学事ニ関スル綴」。
- (17) 同前。
- (18) 同前。
- (19) 同前。

- (20) 同前。  
(21) 同前。

#### 四、長田製糸場特別教授を開始

長田製糸場は一九一六年九月から特別教授を開設する旨、八月二十五日付で南箕輪村長・高木正直宛に提出した。その全文は次のとおり。

##### 特別教授実施願

実施年月日 大正五年九月一日

教授者氏名 上伊那甲種農業学校卒業生 伊藤護

児童氏名 岩下操 古川ゆきえ 横沢けさみ 川岸とよみ 田中ゆう

う 酒井きくせ

教科目及毎週教授時間数 修身・国語・算術 毎週十二時間

右特別教授実施致度製糸工場特別教授取扱細則第八項ニ依り開申候也、

同趣旨の実施報告が同日付で村から上伊那郡役所へも提出された。この六名は東筑摩郡出身が四名、上水内郡が二名（この二名は前章で出てきた）であった。十歳から十二歳までの年齢であり、六年一名、五年二名、四年二名、三年一名であった。

その後、東筑摩郡の当該村長から三名につき、「貴管内製糸工場ニ於テ特別教授ヲ受ケ居旨保護者ヨリ申出候条、御調査ノ上至急御回報煩シ度」との照会が届いた。

こうして、いよいよ南箕輪村においても特別教授が実施のはこびとになった。これら特別教授の実施状況は、「就学事務上一般ニ知悉スルノ

必要」ということから『長野県報』に掲載されることとなり、長田製糸場のも公告された<sup>(20)</sup>。なお、開始時点の六名については見たとおりであったが、その後受講児童数が増えたもようであり、十二月には二十六名を数えた<sup>(21)</sup>。ただ前記六名のうち一名は名簿から消えている。東筑摩郡からの先の問い合わせのなかにも名前はなかったから、その時点で退場していたか。

ところで、その後一六年十一月十日付でも特別教育の届出がなされ、十二月七日に県から認可された。それによれば、

- 1、教育場ノ位置 長田製糸場
  - 2、教室の坪数 十坪半
  - 3、児童数 三十
  - 4、教科担任者 伊藤さかえ
  - 5、毎年ニ於ケル教授ノ開始及閉鎖ノ日 開始三月一日 閉鎖十二月三十日
  - 6、毎週ニ於ケル教授日数及時間数 六日間 十二時間
  - 7、教科目 修身・国語・算術
  - 8、設備費手当又ハ給料其他ノ経費支出予算 百五十円
- 右特別教育実施候間御認可相成度、工場法施行細則第十六条ニ依り此段及御願候也、

となっている。特別教育の教師となる伊藤さかえは、添付された履歴書によれば一八九三年生、一九一三年から上伊那郡の三義小学校に一年、一六年から新山農工補習学校に一年という教員歴を有していた。ただし以上の認可届の後、翌年三月に提出された「特別教育開始届」では、児童数が二十五名となっていた<sup>(22)</sup>。

ここで、引載した二種の届出についての検討が必要であろう。文言の相違がみられるところ、前者は「製糸工場特別教授取扱細則」に基づい

極めた。

2

初めて特別教育に取り組むがゆえに、事実認定作業が困難を伴うものではあったとしても、それは避けられないことであった。それをのりこえれば以後の進展はスムーズになる。一九一七年度を迎えて長田製糸場特別教育の第二期は、二十名の児童を対象として、四月一日から開始されたが、彼らの出身地・学年・年齢を報告書に基づいて整理すると次のようになる。

氏名	出身地	学年	生年月日	年齢
F.K	富山県婦負郡細入村	+	明治37年11月17日	12
K.M	中新川郡大森村	+	明治37年2月10日	13
N.T	長野県小鼻郡上田町	+	明治38年7月12日	11
H.K	新潟県三島郡日越村	+	明治37年12月19日	11
S.U	長野県上水内郡津和村	+	明治37年11月12日	12
S.S	東筑摩郡本城村	+	明治36年9月18日	13
F.S	富山県上新川郡大沢野村	+	明治37年9月28日	12
K.S	婦負郡細入村	+	明治37年5月20日	12
I.S	長野県上伊那郡美和村	+	明治38年1月18日	12
H.S	小鼻郡上田町	+	明治37年6月4日	12
I.S	長野県上水内郡津和村	+	明治38年9月5日	11
F.Y	新潟県三島郡日越村	+	明治37年1月5日	13
T.S	長野県東筑摩郡本城村	+	明治38年1月18日	11
I.M	富山県富山市神通町	+	明治37年6月25日	12
U.Y	岐阜県益田郡朝日村	+	明治37年2月5日	12
W.Y	長野県上伊那郡南箕輪村	+	明治38年2月5日	12
Y.S	新潟県刈葉郡小糸村	+	明治36年7月26日	13
K.T				

これら児童のなかで、前年十二月の特別教育届出の際にも名前の載っていた者が八名いる(名前の下に\*印)。前回の時は学年不詳であった者も、今回はすべて掌握されており、明らかだった者の学年は進級してい

ているのに対し、後者は「工場法施行細則」に基づいているという点に注目したい。すなわち工場法が施行されたのは一九一六年八月であり、長野県はその工場法施行令第二十六条に基づき、八月二十九日に「工場法施行細則」を制定した。前者の届出は九月から実施の予定であったとしても、届の月日が「施行細則」の前であったから、「取扱細則」によるものである。それを「施行細則」に基づいてあらためて再届をした、という関係がこの二種の間成り立つ。「取扱細則」と「特別教育」という言い方の違いもそこに起因する。「取扱細則」と「施行細則」との間には、願出・届出先とその認可主体が「施行細則」では知事であり、「取扱細則」では認可するのは町村長という、監督権限に関する違いがある。二種の届出の提出先の違いはそこに由来する。その点を除けば、両者に大きな変化はないのであるが、毎週の教授日数を後者が求めているところが、特別教育実施についての厳密さを強めているといえよう。以後、しばしば「開始届」がだされるが、それは上記の事項に変更があった点に限り提出されることになる。したがって、基本線はここに定まった。

さて、特別教育を実施するに当たっては、当該児童の学年の確定が必要であったが、学年不明のものが多く、南箕輪村から十二月七日に十四カ村に対して照会がなされたほどである。その回答は製糸工女たちの苦難の生活をほつふつとさせる内容に満ちていた。十一歳でありながら尋常二年を終了しないまま製糸工場を転々として「其後ノ就学状況不詳」という報告があったり、また原籍地から「本市ニ就学セシコト無之」との回答も寄せられたり、十二歳になりながらも「尋常一年ニ於テ落第ノ俛……其後ノ就学程度不明ニ有之」と返事がきたり、あるいは「本村人ニハ無之」と無情な回答があったり、さらには学齢簿は別の所へ送ってあるとか等々、特別教育を実施するについての基本的事実確認に困難を

る。

ところで、特別教育の認可申請は十月になっても提出されたが（ただし特別教育の開始時期は六月ないし七月となっている）、その十五名のうち、一名の新規参加者の外は十四名が四月から継続している（名前の下に十印）。この時期に届出が出されたのは、「施行細則」が一七年九月に改正されたことに伴う措置と推察される。四月から始まったものが、途中夏挽の前の休業期間に休みとなり、六月に再開されたことに伴う再届出というのではあるまい。ただしこの認可申請というのは正規には県知事に対してなされるものであるから、ここは南箕輪村になされておられ、村内の事務処理とみられよう。事実県の「公文編冊」には長田製糸の変更届も含め、特に「施行細則」の改正に伴う再提出は載っていない。

ただ問題は、一般的には工女の雇傭は三月から十二月までであったから、その方式が長田製糸でも同様であったとするならば、途中で特別教育をうけるべき児童に基本的な変化はないと考えるのが自然であるにもかかわらず、なぜ六名の名前が削除されているのか、という点である。考えられる一つの理由としては、年齢の明らかなる四名のうち三名が十月時点で一四歳になったということであるが（アンダーラインの印）、それとて、学齢期間の終了となっていない。いま一つの理由としては、十月の届出はすべて、寄留届を明記して（六月とか七月とかのいずれかであるが）いることから、寄留届の済んだ者のみを対象として特別教育の実施に当たった、ということがあげられる。しかしそれも説得力に欠けるであろう。むしろここはすなわに、退場したと考えるべきなのであろうか。

3  
以上長田製糸場における特別教育の開始状況をみてきた。どこにでもみられたのであろうが、義務教育を正規に受けずに、工場へ出稼ぎ労働

に出された少女たちの学齢調査の困難さを克服しつつ、それは展開されてきた。逆にそうした事態は、学校教育が彼女らを終始追跡する形で、一個の人間を管理し保全したと言えるかもしれない。

継続される特別教育は一九一八年三月に提出された開始届によれば、児童数二十五名、教育担当者百瀬ももよに代わった。百瀬は一八九二年生、正教員免許状を有し、一二年から川島農工補習学校の雇員を一年半、一四年から川島尋常高等小の代用教員を三年六カ月勤めた経歴がある。

それ以外でこの年注意すべきは三月に開かれた校長会が、特別教育に基づき小学校校長から与えるべき修・卒業証書の形式を定め、あわせて学年の終始も「普通四月一日ニ始マリ三月三十一日ニ終ルモノヲ、製糸工場ニ於テ一月以後ニ於テ開始シ十二月末ヲ以テ閉場スルモノハ、十二月末ヲ以テ学年末スルコトヲ認ムルコト」としたことである。ただしこれらは決定時期も含め、県下全体の統一した内容である。

この年特に目だったことはない。むしろ五月時点で村内には、「正当ノ理由ナク連続欠席一ヶ月以上」にわたる者十五名のうち、製糸場への雇傭が十四名を占めていることが注目される。長田製糸場には村内出身の学齢児童は殆どみられない。その特別教育におとらず、村内から他村製糸場へ出稼ぎ労働に出ていく者たちの教育保障も大事であった。

註

- (1) 「大正五年 学事二関スル綴」。
- (2) 「大正四年 学事二関スル綴」。
- (3) 『長野県報』No. 二六五（長野県立図書館蔵）。ここでは開始年月日が九月一日とある。
- (4) 「大正五年 学事二関スル綴」。

- (5) 「公文編冊 二冊ノ内一(大正六年特別教育)」(長野県立図書館蔵)。
- (6) 同前。
- (7) 詳しくは拙稿③を参照願いたい。ただその後の調査に基づいて付け加えておきたいことは、「施行細則」の正文は『長野県報』号外(大正五年八月二十九日)に掲載(長野県立図書館蔵)。
- (8) 「大正五年 学事二関スル綴」。
- (9) 同前。以下も同じ。
- (10) 「公文編冊(大正七年特別教育)」(前記蔵)。
- (11) 「明治四十二〜九十九年 校長会記録」。

### おわりに

長田製糸場における特別教育については、これまでに追いかけてきた状況が、現時点におけるすべてである。わずかに残る断片に言及して稿をとした。

第一に、一九一九年には特別教育の基本線に大きな変更がみられた。五月三十日に認可申請された「実施届」では「教科目及毎週教授時数」が、修身・国語・算術・裁縫の四科目となりかつ「毎週六日間・十五時間」となった<sup>(1)</sup>。この変更は、県の「施行細則」が一九一九年二月に改正され、その二十三条で「教科目ニハ修身、国語、算術及女子ニ在リテハ裁縫ヲ欠クコトヲ得ス」とある<sup>(2)</sup>、その規定によるものである。特別教育児童数は十二名であった。

二〇年四月の「特別学級実施届」<sup>(3)</sup>は児童数十名の外は変りない。以後の特別教育の追跡は、むずかしい。

第二に、長田憲雄氏からお聞きしたところによれば、特別教育の教室は畳敷の五間〜十間の広間だという。そしてその教室を精神学院と名づけ、命名は憲雄氏自身だと言われた。工場近在の教師資格を有する女性に特別教育の教師を依頼したとも語られた。氏は一八九八年生で、東京高等蚕糸学校製糸科を卒業されている。

### 註

- (1) 「大正七年度 学務二関スル綴」。
- (2) 『長野県報』No.三八九(大正八年二月二十八日)。ただしすでに本文中にも書いたように一九一七年九月に一度改正されており(『長野県報』号外・大正六年九月二十九日に収載)、教科目の訂正もその時点で行なわれている。しかしそれに基づく書類上の変更は見出せない。
- (3) 「大正九年度 学務二関スル綴」。